

(改正後全文)

子発 0528 第 2 号

平成 30 年 5 月 28 日

(一部改正) 子発 0428 第 8 号

令和 3 年 4 月 28 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について

婦人相談所一時保護所に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱

### 1 目的

婦人相談所一時保護所 (一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、婦人相談所一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 対象施設

個別対応職員を配置する施設は、婦人相談所一時保護所とし、障害あるいは疾病等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うものとする。

### 4 個別対応する職員の要件

個別対応職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 婦人保護事業、社会福祉事業に従事した経験のある者
- (2) 社会的信望、婦人保護事業に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

### 5 個別対応職員の業務内容

- (1) 特に個別の対応が必要とされる入所者への個別面接
- (2) 当該入所者への生活場面での1対1の対応
- (3) 地域で自立するための公的機関等への同行支援
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他

## 6 運営上の留意点

- (1) 婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日厚生省発社第35号）に定める職員配置を満たしており、婦人保護費国庫負担金の対象となる職員として国庫負担金の交付を既に受けている職員とは別に個別対応職員を1名配置すること。
- (2) 入所者との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。
- (4) 5に定める業務を通じて、特に個別の対応が必要とされる入所者について、より早期の自立への支援を図ること。

## 7 経費

個別対応職員の配置に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。